

2015年4月

お客様各位

日機装株式会社
メディカル事業本部

熱水消毒（クエン酸熱水消毒を含む）お控えの場合の取扱説明書について

謹啓 貴院ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社は、2015年2月に「熱水消毒（クエン酸熱水消毒を含む）についてのお願い」にて、品質改善の対応準備が整うまでの間、弊社多用途透析装置での熱水消毒（クエン酸熱水消毒を含む）のご使用を控えるようお願いしてまいりました。

熱水消毒をお控えの場合、弊社多用途透析装置の取扱説明書の一部が変更となります。ご連絡が遅れておりましたが、添付の如くご案内させていただきます。

別途、弊社営業・メンテナンス員が貴院へご連絡の上、取扱説明書をお届け致します。なお、本来であれば変更した取扱説明書一式をお渡しすべきところですが、添付の如く変更箇所の一覧表になりますことをご容赦ください。

貴院には多大なご迷惑とご心配をおかけしますことを重ねてお詫び申し上げます。弊社としましては、今後とも品質の向上に努めてまいりますので、何卒ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

DCS-100NX（取説 No. 951-R20）に関するお知らせ

熱水消毒・クエン酸熱水消毒機能の使用を中止した場合は、取扱説明書内容が下表の通り変更となります。

頁/場所	場所/行	該当する表記	対応について
目次 (4/11)	第 7 章	7. 4. クエン酸熱水消毒	クエン酸熱水消毒を中止し薬液消毒を選択した場合、左記の項目は非該当となります。
1-2 頁 「危険」 枠内	1 行目	あるいはクエン酸	クエン酸熱水消毒を中止し薬液消毒を選択した場合、左記の表記箇所は非該当となります。クエン酸熱水の代わりに次亜塩素酸ナトリウムによる薬液消毒を実施する必要があります。次亜塩素酸ナトリウム消毒に関する表記には変更はありませんので、使用条件等については取扱説明書をご確認ください。
	1 項	あるいはクエン酸	
	2 項の 1 行目	および薬液消毒工程とクエン酸熱水消毒工程の間	
	[]内の 1 行目	あるいはクエン酸	
1-3 頁 「警告」 内	8. 洗浄消毒 (2) の 1 行目	あるいはクエン酸	
	8. 洗浄消毒 (2) の 2 行目	消毒液としてクエン酸を使用する場合は、消毒が酸洗浄を兼ねるので、酸洗浄は必要ありません。詳細は、「操作マニュアル 第 7 章 洗浄・消毒」を参照ください。	
1-6 頁 「警告」 枠内	21. 水質の (2) の 3) 項の 1 行目	クエン酸による薬液熱水消毒または	
	21. 水質の (3) の 3) 項の 1 行目	クエン酸による薬液熱水消毒または	
1-12 頁 「注意」 枠内	(4) の 3) 項	該当する項目の全ての表記	
1-22 頁 1. 6. 5 章	表の 6 行目	75℃～90℃(熱水消毒工程および薬液熱水消毒工程)	
1-22 頁 1. 6. 5 章 「警告」 枠内	(2) の 3) 項の 1 行目	クエン酸による薬液熱水消毒または	
	(3) の 3) 項の 1 行目	クエン酸による薬液熱水消毒または	
1-25 頁	表の 1 行目	熱水消毒、クエン酸熱水消毒	
1-29 頁 1. 6. 12. 章	表の No. 3 の項	該当する項目の全ての表記	
1-33 頁	表の No. 9 の項の 3 行目	消毒液（原液濃度）：クエン酸（50 W/V%）	
7-1 頁 7. 1 章	1 行目～2 行目	またはクエン酸熱水による消毒（クエン酸熱水は消毒と酸洗浄の両方の効果を持つため、酢酸による酸洗浄は必要ありません。）	
	3 行目～4 行目	クエン酸熱水による消毒については「操作マニュアル 第 7. 4 章 クエン酸熱水消毒」および透析液供給装置の取扱説明書を参照ください。	
	3 番目「警告」の 1 行目	あるいはクエン酸	
	3 番目「警告」の 2 行目～3 行目	消毒液としてクエン酸を使用する場合は、消毒が酸洗浄を兼ねるので、酸洗浄は必要ありません。	
	4 番目「警告」の表中の 3 行目	クエン酸熱水 2% 30 分以上 75℃～90℃	
7-2 頁 7. 1. 1 章	2 項の 4 行目～5 行目	また、クエン酸熱水消毒（酸洗浄効果が有ります）の場合は「操作マニュアル 第 7. 4 章 クエン酸熱水消毒」および透析液供給装置の取扱説明書を参照し、実施してください。	

頁/場所	場所/行	該当する表記	対応について
7-3 頁 7.1.2 章	1 行目	熱水消毒	クエン酸熱水消毒を中止し薬液消毒を選択した場合、左記の表記箇所は非該当となります。クエン酸熱水の代わりに次亜塩素酸ナトリウムによる薬液消毒を実施する必要があります。次亜塩素酸ナトリウム消毒に関する表記には変更はありませんので、使用条件等については取扱説明書をご確認ください。
	2 番目「注意」枠内	該当する項目の全ての表記	
	3 番目「注意」枠内	該当する項目の全ての表記	
7-3 頁 7.1.3 章	「危険」枠内の 2 行目	および薬液消毒工程とクエン酸熱水消毒工程の間	
7-4 頁	7.4 章 クエン酸熱水消毒	該当する項目の全ての表記	
10-19 頁	【熱水消毒温度低警報】	該当する項目の全ての表記	
10-20 頁	【クエン酸熱水消毒濃度が設定濃度に達していません】	該当する項目の全ての表記	
	2 番目「注記」枠内	該当する項目の全ての表記	
	28 行目 【クエン酸熱水消毒時間が最低消毒時間に達していません】	該当する項目の全ての表記	
13-1 頁 13.1 章 「警告」枠内	(2) の 3) 項の 1 行目	クエン酸による薬液熱水消毒または	
	(3) の 3) 項の 1 行目	クエン酸による薬液熱水消毒または	

DCG-03（取説 No. 858-R15）に関するお知らせ

熱水消毒・クエン酸熱水消毒機能の使用を中止した場合は、取扱説明書内容が下表の通り変更となります。

頁/場所	場所/行	該当する表記	対応について
目次 (4/10)	第7章	7.4. クエン酸熱水消毒	クエン酸熱水消毒を中止し薬液消毒を選択した場合、左記の項目は非該当となります。
1-2 頁 「危険」 枠内	1 行目	あるいはクエン酸	クエン酸熱水消毒を中止し薬液消毒を選択した場合、左記の表記箇所は非該当となります。クエン酸熱水の代わりに次亜塩素酸ナトリウムによる薬液消毒を実施する必要があります。次亜塩素酸ナトリウム消毒に関する表記には変更はありませんので、使用条件等については取扱説明書をご確認ください。
	1 項の 1 行目	あるいはクエン酸	
	2 項の 1 行目	および薬液消毒工程とクエン酸熱水消毒工程の間	
	2 項の 3 行目	あるいはクエン酸	
1-3 頁 「警告」 枠内	8 の (2) 項の 1 行目	あるいはクエン酸	
	8 の (2) 項の 2 行目～3 行目	消毒液としてクエン酸を使用する場合は、消毒が酸洗浄を兼ねるので、酸洗浄は必要ありません。	
1-5 頁 「警告」 枠内	22 の (2) の 3) 項の 1 行目	クエン酸による薬液熱水消毒または	
	22 の (3) の 3) 項の 1 行目	クエン酸による薬液熱水消毒または	
1-11 頁 「注意」 枠内	(4) の 3) 項	該当する項目の全ての表記	
1-17 頁 1.7.6 章	6 行目	75℃～90℃（熱水消毒工程）	
1-18 頁 「警告」 枠内	(2) の 3) 項の 1 行目	クエン酸による薬液熱水消毒または	
	(3) の 3) 項の 1 行目	クエン酸による薬液熱水消毒または	
1-20 頁	10 項	熱水消毒、クエン酸熱水消毒	
1-22 頁 1.7.11 章	2 項	該当する項目の全ての表記	
1-25 頁	9 項の 3 行目	消毒液（原液濃度）：クエン酸（50 W/V%）	
7-1 頁 7.1 章	1 行目～2 行目	またはクエン酸熱水による消毒（クエン酸熱水は消毒と酸洗浄の両方の効果を持つため、酢酸による酸洗浄は必要ありません。	
	3 行目～4 行目	クエン酸熱水による消毒については「操作マニュアル第 7.4 章 クエン酸熱水消毒」および透析液供給装置の取扱説明書を参照ください。	
	3 番目警告の 1 行目	あるいはクエン酸	
	3 番目警告の 2 行目～3 行目	消毒液としてクエン酸を使用する場合は、消毒が酸洗浄を兼ねるので、酸洗浄は必要ありません。	
	4 番目警告の 4 行目～5 行目	クエン酸熱水 2W/V% : 28 分以上 <給液温度 75℃～90℃>	
7-2 頁 7.1.1 章	2 項の 4 行目～5 行目	また、クエン酸熱水消毒（酸洗浄効果が有ります）の場合は「操作マニュアル 第 7.4 章 クエン酸熱水消毒」および透析液供給装置（DAB-E, DAB-NX）の取扱説明書を参照し、実施してください。	
7-2 頁 7.1.2 章	1 行目	熱水消毒	

頁/場所	場所/行	該当する表記	対応について
7-3 頁	2 番目の注意	該当する項目の全ての表記	クエン酸熱水消毒を中止し薬液消毒を選択した場合、左記の表記箇所は非該当となります。クエン酸熱水の代わりに次亜塩素酸ナトリウムによる薬液消毒を実施する必要があります。次亜塩素酸ナトリウム消毒に関する表記には変更はありませんので、使用条件等については取扱説明書をご確認ください。
	3 番目の注意	該当する項目の全ての表記	
	「危険」枠内の 2 行目	および薬液消毒工程とクエン酸熱水消毒工程の間	
7-5 頁	7.4 章	該当する項目の全ての表記	
10-13 頁	【ヒータ出口温度異常】項の 1 行目	熱水消毒中、または	
10-19 頁	【熱水消毒温度低警報】	該当する項目の全ての表記	
10-20 頁	【クエン酸熱水消毒濃度が設定濃度に達していません】	該当する項目の全ての表記	
	2 番目の「注記」	該当する項目の全ての表記	
	【クエン酸熱水消毒時間が最低消毒時間に達していません】	該当する項目の全ての表記	
13-2 頁 「警告」 枠内	(2) の 3) 項の 1 行目	クエン酸による薬液熱水消毒または	
	(3) の 3) 項の 1 行目	クエン酸による薬液熱水消毒または	

DBB-100NX（取説 No. 985-R5）に関するお知らせ

熱水消毒・クエン酸熱水消毒機能の使用を中止した場合は、取扱説明書内容が下表の通り変更となります。

頁/場所	場所/行	該当する表記	対応について
目次 (4/12)	第 7 章	7.5. クエン酸熱水消毒	クエン酸熱水消毒を中止し薬液消毒を選択した場合、左記の項目は非該当となります。
1-2 頁 危険枠内	1 行目	あるいはクエン酸	クエン酸熱水消毒を中止し薬液消毒を選択した場合、左記の表記箇所は非該当となります。クエン酸熱水の代わりに次亜塩素酸ナトリウムによる薬液消毒を実施する必要があります。次亜塩素酸ナトリウム消毒に関する表記には変更はありませんので、使用条件等については取扱説明書をご確認ください。
	1 項の 2 行目	あるいはクエン酸熱水消毒用薬液（クエン酸溶液）	
	2 項の 3 行目～4 行目	あるいはクエン酸	
	3 項の 1 行目	あるいはクエン酸	
	4 項の 1 行目	および薬液消毒工程とクエン酸熱水消毒工程の間	
	[] 内 1 行目	あるいはクエン酸	
1-4 頁 警告枠内	8 の (2) 項の 1 行目	あるいはクエン酸	
	8 の (2) 項の 2 行目～3 行目	消毒液としてクエン酸を使用する場合は、消毒が酸洗浄を兼ねるので、酸洗浄は必要ありません。	
1-6 頁 警告枠内	22 の (2) の 3) 項の 1 行目	クエン酸による薬液熱水消毒または	
1-7 頁 警告枠内	(3) の 3) 項の 1 行目	クエン酸による薬液熱水消毒または	
1-13 頁 注意枠内	(4) の 3) 項	該当する項目の全ての表記	
1-23 頁 警告枠内	(2) の 3) 項の 1 行目	クエン酸による薬液熱水消毒または	
	(3) の 3) 項の 1 行目	クエン酸による薬液熱水消毒または	
1-26 頁	表の No. 11	熱水消毒、クエン酸熱水消毒	
1-36 頁	表の No. 9 の「消毒液（原液濃度）」の行	該当する項目の全ての表記	
2-6 頁	表の No. 6	クエン酸熱水消毒時はクエン酸用薬液ボトル<茶>用の薬液ボトルを置きます。	
7-1 頁 7.1 章	1 行目～2 行目	またはクエン酸熱水による消毒（クエン酸熱水は消毒と酸洗浄の両方の効果を持つため、酢酸による酸洗浄は必要ありません。）	
	3 行目～4 行目	クエン酸熱水による消毒については「操作マニュアル 第 7.5 章 クエン酸熱水消毒」を参照ください。	
	3 番目警告の 1 行目	あるいはクエン酸	
	3 番目警告の 2 行目～3 行目	消毒液としてクエン酸を使用する場合は、消毒が酸洗浄を兼ねるので、酸洗浄は必要ありません。	
	4 番目警告の 4 行目、7 行目	クエン酸熱水 2W/V% : 40 分以上 クエン酸熱水使用 : 14 分以上	
7-2 頁 7.1.1 章	2 項の 4 行目～5 行目	また、クエン酸熱水消毒（酸洗浄効果が有ります）の場合は「操作マニュアル 第 7.5 章 クエン酸熱水消毒」を参照し、実施してください。	

頁/場所	場所/行	該当する表記	対応について
7-3 頁 7.1.2 章	危険枠内の 1 行目	あるいはクエン酸	クエン酸熱水消毒を中止し薬液消毒を選択した場合、左記の表記箇所は非該当となります。クエン酸熱水の代わりに次亜塩素酸ナトリウムによる薬液消毒を実施する必要があります。次亜塩素酸ナトリウム消毒に関する表記には変更はありませんので、使用条件等については取扱説明書をご確認ください。
	危険枠内 1 項の 2 行目	あるいはクエン酸熱水消毒用薬液（クエン酸溶液）	
	危険枠内 2 項の 4 行目	あるいはクエン酸	
	危険枠内 3 項の 1 行目	あるいはクエン酸	
	2 項の 5 行目～6 行目	クエン酸溶液（濃度 50W/V%）* *：クエン酸熱水消毒適用時のみ	
	図 7-1 左枠内の 3 行目、6～7 行目	クエン酸用薬液ボトル<茶> （クエン酸用<茶>のボトルは他のボトルより大きいです。）	
7-4 頁	7.1.3. の 1 行目	熱水消毒	
	2 番目の注意	該当する項目の全ての表記	
	3 番目の注意	該当する項目の全ての表記	
7-5 頁	危険枠内の 2 行目	および薬液消毒工程とクエン酸熱水消毒工程の間	
7-6 頁 7.3.1 章	注記枠内 2 項の 1 行目	ただし、熱水消毒（循環）工程のみ 700mL/min	
	注記枠内 2 項の 6 行目	熱水消毒、クエン酸熱水消毒	
	注記枠内後ろから 1 行目～2 行目	・熱水消毒時間：55 分以上 ・クエン酸熱水消毒時間：40 分以上	
7-8 頁	表の No. 2	熱消	
	表の No. 3	熱消	
7-9 頁 7.3.3 章	1 項の 1 行目	熱消	
	2 項の 1 行目	熱消	
7-13 頁 7.4.2 章	2 項の 1 行目	熱消	
7-14 頁	7.5 章	該当する項目の全ての表記	
7-15 頁 7.6 章	1 項「シングルカットール」表の後ろから 1 行目	該当する項目の全ての表記	
	1 項「ダブルカットール表」の後ろから 1 行目	該当する項目の全ての表記	
	1 項後ろから 2 行目	※3；50 W/V %クエン酸を使用し、2 W/V %にてクエン酸熱水消毒を実施	
7-16 頁	3 項	該当する項目の全ての表記	
7-18 頁	2 番目注記の後ろから 1 行目	・クエン酸熱水消毒：8 分以上	
10-13 頁	【ヒータ出口温度異常】項の 1 行目	熱水消毒中、ヒータ出口の熱水温度が 95℃を超えたとき、または	
10-19 頁	【クエン酸熱水消毒不足】項	該当する項目の全ての表記	
10-20 頁	【熱水消毒不足】項	該当する項目の全ての表記	
13-1 頁 警告枠内	(2) の 3) 項の 1 行目	クエン酸による薬液熱水消毒または	
	(3) の 3) 項の 1 行目	クエン酸による薬液熱水消毒または	

DBG-03（取説 No. 855-R14）に関するお知らせ

熱水消毒・熱水クエン酸消毒機能の使用を中止した場合は、取扱説明書内容が下表の通り変更となります。

頁/場所	場所/行	該当する表記	対応について
目次 (4/10)	第 7 章	7.5. クエン酸熱水消毒	クエン酸熱水消毒を中止し薬液消毒を選択した場合、左記の項目は非該当となります。
1-2 頁 「危険」内	1 行目	あるいはクエン酸	クエン酸熱水消毒を中止し薬液消毒を選択した場合、左記の表記箇所は非該当となります。熱水クエン酸の代わりに次亜塩素酸ナトリウムによる薬液消毒を実施する必要があります。次亜塩素酸ナトリウム消毒に関する表記には変更はありませんので、使用条件等については取扱説明書をご確認ください。
	1 項の 2 行目～3 行目	あるいはクエン酸熱水消毒用薬液（クエン酸溶液）	
	2 項の 4 行目	あるいはクエン酸	
	3 項の 1 行目	あるいはクエン酸	
	4 項の 1 行目～2 行目	および薬液消毒工程とクエン酸熱水消毒工程の間	
	[] 内 1 行目	あるいはクエン酸	
1-4 頁 「警告」内	10 の (2) 項の 1 行目	あるいはクエン酸	
	10 の (2) 項の 3 行目	とクエン酸熱水	
1-7 頁 「警告」内	24 の (2) の 3) 項の 1 行目	クエン酸による薬液熱水消毒,	
	24 の (3) の 3) 項の 1 行目	クエン酸による薬液熱水消毒,	
1-12 頁 「注意」内	(4) の 3) 項	該当する項目の全ての表記	
1-19 頁 1.7.5 章	表の 6 行目	クエン酸熱水消毒補助	
1-20 頁 1.7.6 章 「警告」内	(2) の 3) 項の 1 行目	クエン酸による薬液熱水消毒,	
	(3) の 3) 項の 1 行目	クエン酸による薬液熱水消毒,	
1-22 頁	11 項	熱水消毒, クエン酸熱水消毒	
1-26 頁 1.7.11 章	3 項	該当する項目の全ての表記	
1-30 頁	9 項の 3 行目	消毒液（原液濃度）：クエン酸（50 W/V%）	
2-5 頁 表	9 項の 3 行目～4 行目	クエン酸熱水消毒適用時はクエン酸用薬液ボトルからのホースを接続します。	
	11 項の 4 行目～5 行目	クエン酸熱水消毒適用時はクエン酸用薬液ボトル<茶>を設置します。	
7-1 頁 7.1 章	1 行目、2 行目	あるいはクエン酸熱水	
	3 行目～4 行目	クエン酸熱水による消毒については「操作マニュアル 第 7.5 章 クエン酸熱水消毒」を参照ください。	
	3 番目「警告」の 1 行目	あるいはクエン酸熱水	
	3 番目「警告」の 2 行目～3 行目	あるいはクエン酸熱水	
	4 番目「警告」の 4 行目	クエン酸熱水 2 W/V % : 40 分 92℃（設定温度）	
	4 番目「警告」の 11 行目	クエン酸熱水使用 : 15 分以上	

頁/場所	場所/行	該当する表記	対応について
7-2 頁 7.1.1 章	2 項の 4 行目～5 行目	また、過酢酸消毒あるいはクエン酸熱水消毒（酸洗浄効果が有ります）の場合は「操作マニュアル 第 7.5 章 クエン酸熱水消毒」を参照し、実施してください。	クエン酸熱水消毒を中止し薬液消毒を選択した場合、左記の表記箇所は非該当となります。熱水クエン酸の代わりに次亜塩素酸ナトリウムによる薬液消毒を実施する必要があります。次亜塩素酸ナトリウム消毒に関する表記には変更はありませんので、使用条件等については取扱説明書をご確認ください。
7-3 頁 7.1.2 章	「危険」枠内 1 行目	あるいはクエン酸	
	「危険」枠内 1 項の 2 行目～3 行目	あるいはクエン酸熱水消毒用薬液（クエン酸溶液）	
	「危険」枠内 2 項の 4 行目	あるいはクエン酸	
	「危険」枠内 3 項の 1 行目	あるいはクエン酸	
	2 項の 4 行目、6 行目	クエン酸溶液（濃度 50W/V%） * 1 * 1：クエン酸熱水消毒適用時のみ	
	図 7-1 右上枠内全て	クエン酸用薬液ボトル<茶>（クエン酸用<茶>のボトルは、他のボトルより大きいです。）	
7-4 頁	7.1.3 章 2 番目の注意	該当する項目の全ての表記	
	7.1.3 章 3 番目の注意	該当する項目の全ての表記	
	7.1.4 章 「危険」枠内 2 行目～3 行目	および薬液消毒工程とクエン酸熱水消毒工程の間	
7-13 頁	7.5 章全ページ	該当する項目の全ての表記	
7-14 頁 7.6 章	1 項「シングルカットール」表の後ろから 2 行目	該当する項目の全ての表記	
	1 項「ダブルカットール表」の後ろから 2 行目	該当する項目の全ての表記	
	1 項後ろから 2 行目	※3；50 W/V %クエン酸を使用し、2 W/V %にてクエン酸熱水消毒を実施	
7-15 頁	3 項	該当する項目の全ての表記	
9-91 頁	表の 48 番	クエン酸熱水消毒濃度（mS/cm）	
10-13 頁	「温度」項の 2 行目	熱水消毒中、ヒータ出口の熱水温度が 95℃を超えたとき、または	
10-20 頁	19 行目	【クエン酸熱水消毒不足】	
	26 行目	【クエン酸熱水消毒過剰】	
10-21 頁	「【熱水消毒不足】」	該当する項目の全ての表記	
13-2 頁 「警告」内	2 の (3) 項の 1 行目	クエン酸による薬液熱水消毒または	
	3 の (3) 項の 1 行目	クエン酸による薬液熱水消毒または	